

令和2年度

糸田町職員採用試験案内

試験日 令和2年10月18日(日)

受付期間 令和2年 8月 3日(月) から
令和2年 9月 16日(水) まで

受付時間 午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。)

- 郵送の場合は、9月16日(水)(当日消印有効)までに送付したものに限り受け付けます。

糸田町役場 総務課

〒822-1392

福岡県田川郡糸田町1975番地1

TEL 0947-26-1231

1 試験区分・採用予定人数・職務の概要等

試験区分	採用予定人数	職務の概要
一般事務	1名程度	町長部局等で一般事務に従事します。
一般事務 (障がい)	1名	町長部局等で一般事務に従事します。
保健師	1名	保健センターで保健師業務に従事します。

(注) 採用予定人数は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分	年齢	資格・免許
一般事務	昭和63年4月2日～ 平成15年4月1日生まれの人	※1の要件を満たすもの
一般事務 (障がい)	昭和50年4月2日～ 平成15年4月1日生まれの人	
保健師	(変更前) 昭和63年4月2日～ 平成10年4月1日生まれの人 (変更後) 昭和63年4月2日～ 平成11年4月1日生まれの人	

① 日本国籍を有しない永住者又は特別永住者の方も受験できます。

② 試験を受けられない者

地方公務員法第16条(欠格条項)の規定に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 糸田町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※1 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

ア ① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則10—4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

3 試験日、試験会場、合格者発表

(1) 第一次試験 【令和2年10月18日(日)】

試験区分	試験時間等	試験会場・合格者発表
一般事務 ・ 一般事務 (障がい) ・ 保健師	入室開始 8:15～ 説明 8:45～9:00 社会人基礎試験 (職務基礎力試験) 9:00～10:30 (職場適応性検査) 10:30～11:00 事務適性検査 11:10～11:30 小論文 11:40～12:40	【試験会場】 糸田町町民会館 又は糸田町住民センター ※ 受験申込者が多数の場合は会場を追加若しくは変更する。(変更等の場合は別途連絡) 田川郡糸田町1975番地1 TEL0947-26-1231 【合格者発表】 日時：令和2年10月30日(金) 午後1時 掲示場所：糸田町役場正面玄関前及びホームページ上(合格者の受験番号を掲示)

(2) 第二次試験 【日時：第一次試験の当日に通知】

試験区分	試験時間等	試験会場・合格者発表
一般事務 ・ 一般事務 (障がい) ・ 保健師	面接試験 9:00～	【試験会場】 糸田町住民センター 田川郡糸田町1975番地1 TEL0947-26-1231 【合格者発表】 日時：第一次試験の当日に通知 掲示場所：糸田町役場正面玄関前及びホームページ上(合格者の受験番号を掲示)

(注)・ 第一次試験は全受験申し込み者に実施し、第二次試験は第一次試験合格者に実施します。

・ 第一次試験及び第二次試験の合格者には合格通知書を郵送しますが、郵便事故等

のため延着、不着となる場合もありますので必ず役場玄関前又はホームページ上の掲示場所で確認してください。なお、電話での照会にはお答えしません。

- ・ 第一次試験合格者は、発表の日から3日たっても合格通知書が届かない場合には、直接糸田町役場総務課（TEL0947 - 26 - 1231）へお問い合わせください。

4 試験の方法・内容

(1) 第一次試験

試験区分	試験科目	内 容
一般事務 ・ 一般事務 (障がい) ・ 保健師	社会人基礎試験	<p>【職務基礎力試験】 受験者が仕事をしながら受験することを考慮し、公務に必要な基礎的な知的能力の検証を目的とする試験（社会的関心と理解を問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野）</p> <p>【職務適応性検査】 社会人の職務、職場への適応性（職務への対応、人間関係等）の観点から性格傾向を把握する検査</p>
	事務適性検査	事務職員としての適応性を、正確さ、迅速性等の作業能力の面からみる検査
	小論文	専門的知識、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験

(2) 第二次試験

試験区分	試験科目	内 容
一般事務 ・ 一般事務 (障がい) ・ 保健師	面接試験	公務員としての必要な資質、適性及び人物について個別面接による試験

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に糸田町職員採用登録者名簿に登録されます。
- (2) 登録期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。
- (3) 採用については、令和3年4月1日以降、必要に応じて任命権者が名簿登録順に採用決定（原則として6ヶ月は条件付採用）を行います。従って、登録順位が下位の場合は採用が遅れたり、採用されないこともあります。
- (4) 受験資格がないことが判明した場合又は、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

6 給 与

【一般事務】

学 歴	初任給
大学卒	1 8 2 , 2 0 0 円以上
短大卒	1 6 3 , 1 0 0 円以上
高校卒	1 5 0 , 6 0 0 円以上

【保健師】

学 歴	初任給
大学卒	2 1 2 , 6 0 0 円以上
短大卒	2 0 0 , 7 0 0 円以上

- (1) この額は令和2年8月1日現在の額です。
- (2) 初任給（給料）は、糸田町職員の給与に関する条例により支給されます。
- (3) このほか、扶養手当・通勤手当・住居手当・期末勤勉手当等が支給されます。

7 申込書の請求

糸田町職員採用試験申込書及びエントリーシートは、糸田町役場総務課で配布し、糸田町のホームページからも印刷できます。また、郵送を希望する場合は、封筒の表に「受験請求（一般事務、一般事務（障がい）、保健師、のうち、受験を希望する職種を記載すること）」と朱書し、120円切手（申込書1通に限る）を貼った宛先明記の返信用封筒（A4サイズの入る大きさ サイズ角2）を同封して糸田町役場総務課（〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1）へ請求してください。

なお、切手を貼った返信用封筒を同封していない場合は、申込書は送付しません。

請求して1週間を過ぎても申込書類が届かない場合は、総務課までお問い合わせください。

8 受験手続

(1) 申込方法

- ① 申込書・エントリーシートに必要事項を記入し、押印のうえ提出してください。(所定の位置に必ず写真を貼ってください。)
- ② 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(申込書の受験票が入る大きさ 定形 長形3号)を同封してください。

なお、切手を貼った返信用封筒を同封していない場合は、受験票は送付しません。

- ③ 締切間近の申込書・エントリーシートの郵送は、必ず速達をお願いします。

(2) 申込先

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

糸田町役場 総務課

(3) 受付期間

- ① (変更前) 令和2年8月3日(月)から~~令和2年8月31日(月)~~まで
(変更後) 令和2年8月3日(月)から**令和2年9月16日(水)**まで
- ② 土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。
- ③ (変更前) 郵送の場合は、~~8月31日(月)(当日消印有効)~~までを受け付けます。
(変更後) 郵送の場合は、**9月16日(水)(当日消印有効)**までを受け付けます。

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで

9 第一次試験当日における注意事項

- (1) 当日の受付時間：午前8時15分から午前8時40分まで

所定の場所で受付をすませ、午前8時40分までに試験教室に入室してください。

- (2) 当日持参するもの

- ① 受験票
- ② 筆記用具(HBの鉛筆等、消しゴム)
ただし、電卓や計算機能を持つ腕時計等の使用は禁止します。
- ③ 試験会場内での携帯電話等、通信機器の使用は禁止します。

10 日本国籍を有しない受験者のみなさまへ(永住者又は特別永住者の方)

採用試験を受験することはできますが、採用後は公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、糸田町職員採用試験を受験するにあたっては、下記の事項にご注意ください。

※「公務員に関する基本原則」

日本国籍を有しない方は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成への参画」に携わる職に就くことはできない。

(1) 日本国籍を有しない方が就く職について

公務員の任用は、上記「公務員に関する基本原則」に基づいて行われますので、基本原則に該当しない職に就くことになります。

- 公権力の行使・・・・・・・・住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定すること。
- 公の意思の形成への参画・・行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有すること。

(2) 従事する職及び管理職の昇任について

糸田町では、上記の「公務員に関する基本原則」である「公権力の行使」及び「公の意思の形成への参画」に携わる職について、次のとおり定めていますので、採用後はそれ以外の職に任用されることになります。

- ① 公権力の行使に携わる職
 - ア 徴税吏員
 - イ 許認可に携わる管理職
 - ウ 強制執行に携わる管理職
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職
 - ア 庁議（重要施策決定機関）を所管する管理職及び常時これに参画する管理職
 - イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職
 - ウ 町財政を所管する管理職
 - エ 各機関の人事を所管する管理職

この試験に関する問い合わせ先

糸田町役場 総務課	Tel 0947-26-1231
-----------	------------------